

千厩地区地域づくり計画書



千厩地区まちづくり協議会

(事務局：千厩市民センター内)

郵便番号 029-0803

住 所 一関市千厩町千厩字館山50番地

電話番号 0191-52-2309

千厩地区地域づくり計画書 目次

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨P 2
- 2 計画の期間と概要P 2

第2章 地域の概要

- 1 地理と概況
 - (1) 位置と概況P 4
 - (2) 対象地区面積P 5
- 2 世帯数と人口
 - (1) 世帯数と人口の推移P 5
 - (2) 行政区・男女年代別人口P 5

第3章 地域づくり計画

- 1 方針
 - (1) 目的P 6
 - (2) 分野別目標P 6
- 2 スローガンP 6
- 3 分野別計画（現状と課題、課題解決の取り組み・アイディア）
 - (1) 地域コミュニティP 7
 - (2) 福祉（健康長寿）P 8
 - (3) 防災・防犯P 9
 - (4) 少子化・子育てP 10
 - (5) 文化・スポーツP 10
 - (6) 産業・しごとP 11
 - (7) 生活環境・安心安全P 12

第4章 資料編

- 1 千厩地区地域づくり協議会規約P 13
- 2 千厩地区地域づくり協議会役員等名簿P 16

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨（何のためにつくるのか）

私たちの千厩地区は、千厩町の中心部に位置し、古くから中心商店街を形成し、旧東磐井地区の政治・経済・教育等の中心地として社会基盤・生活環境の整備とともに発展してきました。

しかし、少子・高齢化や核家族化など社会情勢の変化により、これまで行政が主体となって進めてきた地域づくりは、様々な形で支障が出てきており、特に、地域活動の基本となる地域コミュニティの維持は、年々難しくなっています。

このような現状を踏まえ、地域づくりを担っている地区内自治会を中核に、地区内各団体等の方々とともに、“住んでみたいと思える地域づくり”を目的に千厩地区地域づくり協議会を平成17年8月9日に設立しました。

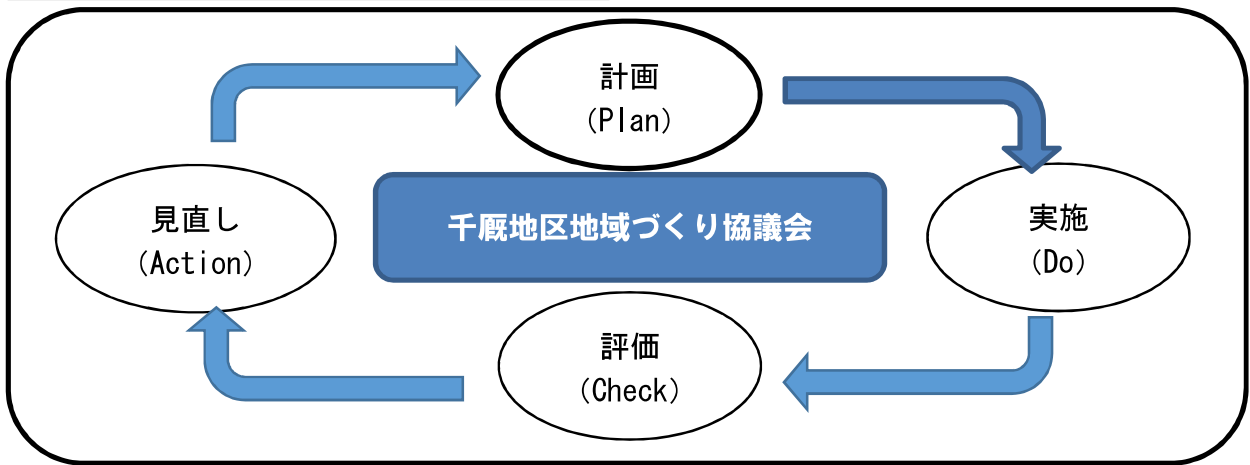
協議会では、これまで幾度かのワークショップや団体ごとアンケートを行い更に検討委員会を設置し、将来への指標となる地域づくり計画の策定について、検討を重ねてきました。この地域づくり計画は、千厩地区の未来に向けた道筋を示すもので、地区住民の参画をもとに、地域活動をしている各団体等が一堂に会し、みんなが同じ目線で共有することができる千厩の将来の姿（スローガン）を掲げるとともに、その将来の姿を実現するための目標、それを達成するための重点項目を明らかにするものです。

2 計画の期間と概要

地域づくり計画は、平成28年度から32年度までの「千厩地区」が目指す地域づくりの方向性を定めるもので、次の役割を担います。

- (1) 千厩地区の地域づくりの基本理念とその考え方、これを達成するための目標を明らかにします。
- (2) 地区民、各団体等のみなさんとこの計画の基本的な考え方や方向性を共有し、自主的かつ積極的な活動を展開しようとするものです。
また、行政との協働による地域づくりの指針ともなるものです。
- (3) 計画を推進するにあたっては、下図サイクルにより毎年度見直し、住民ニーズや社会情勢を見極め、より効果的な内容として計画に位置付けます。

計画・実施・評価・見直しのサイクル



第2章 地域の概要

1 地理と概況

(1) 位置と概況

【地勢】 千厩地区は、旧千厩町の中央に位置し、東西約 6.6km、南北約 6.4km、面積 15.81 k m²。北東には標高 895.4mの室根山があり、ここから西方と南方に連なる 300～400mの山々に囲まれた三角状の盆地である。室根山を源として北上川に注ぐ一級河川千厩川が地区内の中央部を東西方向に流れている。

この川の流域に耕地が開けているほか、ゆるやかな起伏が多く、その間に耕地、宅地が点在している。

【歴史】 千厩は、古くから北上川の水輸送の中継点、内陸と沿岸を結ぶ交通の要所として栄えてきた。仙台藩の「風土記御用届出」(安永風土記)には、「八幡太郎義家公が安部貞任退治に奥州に来た際、この場所で千匹の馬を岩屋につないだ」と記されており、千頭の馬が繋がれた厩(うまや)が地名の起こりとも言われている。

また、千頭の馬を飼ったのは藤原秀衡という説もあるが、いずれにしても古くから馬産地として知られ、平泉町の義経堂には「源義経の愛馬太夫黒(たゆうぐろ)千厩産」と書かれた絵馬が掲げられている。また、奥州藤原氏の黄金文化を支えた産金の地でもあり、周辺地域内には「黄金山」「金取沢」「金山沢」などの地名や金を掘った跡が残されている。

藤原氏滅亡後、13世紀には源頼朝の家臣、葛西氏の領有となり、その後、仙台藩(伊達氏)や一関藩(田村氏)の治政下に入る。

【気象】 気候は、太平洋気候区内陸盆地型気候に属し、県内では比較的温暖で積雪深も 20cm を越えることはまれである。25年の年間降水量は 1,142^{ミリ}、年平均気温 10.5℃

【生活圏】 国道 284 号線を通じて西の一関市中心部、東の気仙沼市の双方に車で 30 分の位置にある。旧東磐井地方における行政、経済、教育、文化、医療等の中心地として発展し今日に及んでいるが、市町村合併後は、ハローワークなどの撤退や県の出先機関の縮小が進んでいる。しかし、商業面では独自の商圈を確立している。

また、県立病院をはじめ医療施設には比較的恵まれ広域医療の中心となっている。

集落の配置をみると、市街地を取り囲むように山間部には多くの散在集落が位置し、各集落は市街地から放射状に延びる道路によって市街地と密接につながっている。

県立高等学校が 1 校、県立高等技術専門校及び両磐地域職業訓練センターがあり、周辺地域からの通学者も多い。

【経済】 商業では、商店街沿道の区画整理により街路整備、商店街の近代化事業に着手し、利便性と魅力ある商店街づくりを進めている。

工業は、過去に工業団地整備などにより大企業の誘致が図られたが、最近では撤退する企業が相次いでいる。しかし、地場産業などがけん引して企業活動の振興が図られている。

(2) 対象地区面積

総面積 15.81k m² (一関市千厩町千厩地域)

2 世帯数と人口の推移

(1) 人口構造等 (千厩地区のみ)

項目	平成28年2月29日現在	平成25年3月31日現在
総人口	5,978人 (前年対比△1.4%)	6,232人 (前年対比△0.3%)
男性	2,854人 (前年対比△1.3%)	2,962人 (前年対比△0.8%)
女性	3,124人 (前年対比△1.5%)	3,270人 (前年対比+0.06%)
戸数	2,453戸 (前年対比△1.2%)	2,473戸 (前年対比+2.5%)

※戸数は、住民登録している戸数となり、行政区別の世帯数と数値に違いがあります。

(2) 行政区・男女年代別人口

(H28.3.1現在)

行政区	世帯	男	女	合計
千厩1の1区	241	288	321	609
千厩1の2区	225	222	255	477
千厩1の3区	327	403	449	852
千寿荘	78	14	64	78
千厩2の1区	147	154	183	337
千厩2の2区	371	410	447	857
千厩2の3区	327	376	389	765
千厩3区	307	405	417	822
千厩4区	160	242	232	474
千厩5区	242	312	335	647
雇用促進住宅	28	28	32	60
合計	2,453	2,854	3,124	5,978

第3章 地域づくり計画

1 方針

(1) 目的 **健康で笑顔あふれる地域を次世代へ**

「千厩地区地域づくり計画」は、千厩地区住民が自ら地域の将来像を考え、誰もが地域への愛着を持ち、安心して暮らせる住みよい地域社会を実現する事を目的とします。

(2) 分野別目標

- 1) 地域コミュニティ…「みんなが集い、たがいに支えるまちづくり」
- 2) 福祉…「たがいにふれ合い、支え合いながら健康を育むまちづくり」
- 3) 防災・防犯…「地域住民が連携し、安心して暮らせるまちづくり」
- 4) 子育て・少子化…「若者が安心して暮らし、結婚・子育てができるまちづくり」
- 5) 文化・スポーツ…「地域の伝統を継承し、新しい文化を創造するまちづくり」
「みんなで企画し参加する、スポーツ実践のまちづくり」
- 6) 産業・しごと…「豊かな自然を活かした、新たな産業で潤うまちづくり」
「若者が留まり元気でイキイキと働き生活できるまちづくり」
- 7) 生活環境・安心安全…「人と自然にやさしい循環型のまちづくり」

2 スローガン

「みんなで作ろう！ 楽しい未来のまちづくり」

平成26年度選定 まちづくり推進標語 児童の部 最優秀賞

「みんなの手 つないだ力で明るい町に」

平成26年度選定 まちづくり推進標語 一般の部 最優秀賞

3 分野別計画(現状と課題、課題可決の取り組み・アイデア)

(1) 地域コミュニティ

「みんなが集い 互いに支えあえるまちづくり」

現状と課題	課題解決の取り組み・アイデア
<p>① 自治会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会に入らない(脱会する)世帯が増えている。 ⇒アパート、住宅、貸家の住民の未加入が多い。 ⇒高齢のため「行事に参加できない」班長が出来ない等の理由がある。 ・自治会内でコミュニケーションが取れない。 ・自治会館がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会について周知する。(広報など) ・世帯主の名前と電話番号を自治会内で共有し、行事の案内等に活用する。 ・班ごとでの活動等、まずは小さな範囲での活動を促進させる。 ・地域の長生会、サロンなどの各組織と広く連携する
<p>②若者の参加・担い手不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもはスポ少へ行き、親もついて行くので、行事に参加できない。子育ても忙しい。 ・地域に仕事がないので若者が出て行ってしまう。 ・役員を一度引き受けると後任が見つからず、他の役職も掛け持ちになり負担が増える。 ・ボランティアの人材不足 ・世代交代ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の活躍できる場を設ける(自治会報編集係等) ・ロコミ効果を重視して、事業を行っても「やりっぱなし」にしないで、反省会などで次につなげる ・子ども会と自治会との接点を多くすること(世代間交流)
<p>③組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手がいないのに専門部が多い。 ・役員が高齢化している。 ・予算不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区内での自治会統合を検討。 ・任期で交代を徹底する。 ・部門別・役割分担(例:企画部門と実働部隊)
<p>④行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人が足りず、夏祭り(山車・踊り)への参加が難しくなっている。 ・参加者が固定化し、活動がマンネリ化している。 ・清掃活動や花壇づくりには参加が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治会と合同で行事を行うことで人材不足とマンネリを解消する。 ・行事について意見を集める場を設け、見直しを図る。 ・西小田配水池への桜植栽による地域住民の癒しの場創出 ・参加してよかったと思わせ、次につなげる

(2) 福祉 (健康長寿)

「たがいにふれ合い、支え合いながら健康を育むまちづくり」

現状と課題	課題解決の取り組み・アイデア
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者が元気に暮らせる交流の場が少ない。 ・施設等に入り、居住者不在の空き家が増えている。 ・独居世帯や要介護者の増加し、防犯対策や孤独死等が心配される。 	<ul style="list-style-type: none"> ●見守り活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ①地区内、他地域の取り組みを知る機会をつくる ②どの方法なら可能か、機能するか話し合う ③千厩地区(自治会・班)で共通認識を持って取り組む仕組みをつくる ・災害時などにおける自主防災組織等との連携体制を確立する。 ●健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命アップによる高齢者の地域参加、社会貢献の取り組みを充実させる。 ・いつでも誰でも運動できる環境をつくる。(ジム、ウォーキングコース等) ・自治会等の範囲を超えたサロンやラジオ体操等の外出機会をつくる。(世代間交流、コミュニティづくり) ●障がい者への理解を深める <ul style="list-style-type: none"> ・千厩小中学校と一関清明支援学校千厩分教室との共同学習や交流活動等へ地域からも参加し、地域ぐるみでの交流や理解を深める。

(3) 防災・防犯

「地域住民が連携し 安心して暮らせるまちづくり」

現状と課題	課題解決の取り組み・アイデア
<p>①防災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、気象災害に対応した安心・安全に対応する環境整備が遅れている。 ・自主防災活動の停滞・機能不全。 ・自主防災組織間の連携やつながりがない。 ・過去に大きな災害を体験した経験がすくないため、防災意識が低い。 ・災害時における要援護者支援の安否確認や避難支援者の確保。 ・自治会の避難場所が分散していること。 ・防災マスの音声聞こえない所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・石堂コミュニティ公園（防災公園）等を活用した防災訓練や地域行事を行う。 ・消防団等を交えた情報交換等の場を設ける。 ・災害時の行政との連携や連絡系統を明確にする。 ・先進地（北上川流域等）の取り組みから学び、反映させる。 ・危険個所を点検し、調査や整備が必要な個所を把握する。 ・防災マップは、様々な災害を想定し、定期的に見直す。 ・防災マスのテスト放送を行い、適切な位置に設置する。 ・避難行動要支援者への支援について、自治会ごとに災害時の動きを決める。
<p>②防犯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千厩中学校通学路の街路灯が少ない。 ・学校から離れるとパトロール隊がない。 ・不審火が頻発している場所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・街路灯を増やし、安心して歩ける道にする。
<p>② 空き家</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の増加に伴う火災、防犯への対策が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●Uターン・移住支援 ・地域を離れた人たちが帰ってくるきっかけづくり ・地域の魅力をPR ・地域に雇用の場をつくる ・行政の空き家バンクや移住補助金等の制度と連携して取り組む。
<p>④道路・交通安全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路灯が点灯しなくなった場所がある。 ・交通事故が頻繁に起きる場所がある。 ・排水不良になっている幹線市道側溝がある。 ・舗装が必要な道路がある。 ・千厩中学校通学路の街路灯が少ない。 ・学校から離れるとパトロール隊がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・千厩中学校通学路の街路灯を増やし、安心して歩ける道にする。 ・自治会ごとに通学路の見守りを検討する。

(4) 子育て・少子化

「若者が安心して暮らし 結婚・子育てができるまちづくり」

現状と課題	課題解決の取り組み・アイデア
①少子化 ・子どもが減っている。 ・若者の定住。 ・未婚者が増えている。 ・未婚者は行事に参加しづらい。	・集落点検による地域の伝統・文化の継承 ・若者が帰ってこられる環境整備 ・出会いの場のセッティング（例：婚活列車、出会いのTVへの応募など）
②子育て ・子供が遊べる場がない。 ・平成30年に小学校移転に伴う安全通学の確保、中学生も同様。 ・子供会の人数が減ってきている。 ・子供会行事の際の移動手段がない。 ・自治会との連携ができていない。	・子供だけでなく親も参加しやすい環境づくり ・夏休みや冬休みに小さな子供会でも参加できる行事を地区で企画する ・市の研修バス等の活用はできないか ・子供の医療費を免除する ・高齢者の助けを得る（知恵を借りる）仕組みを作る（有料制とすれば高齢者にもメリット） ・千厩病院の充実（医師志望者への学費援助など）

※集落点検の代表的手法としてT型集落点検がある。

『T型集落点検』とは住民主体で行う集落再生プログラムです。

(5) 文化・スポーツ

「地域の伝統を継承し 新しい文化を創造するまちづくり」

「みんなで企画し参加する スポーツ実践のまちづくり」

現状と課題	課題解決の取り組み・アイデア
① 伝統行事 ・若い世代への伝統行事等の伝承が困難。	・特色のあるものは残し、人とエネルギーを集中させる ・夜市やひな祭り等、盛りあがっている行事と連動させて行う
②スポーツ ・千厩地区民運動会等協議への参加、チーム編成が難しくなっている。（各自治会運動部が基盤となっている）	・行事について意見を集める場を設け、見直しを図る。 ・他地域の取り組みから学ぶ ・若者の声を聴く場を設け、その意見を基に見直しを図る ・自治会や班ごとに、企画をしてもらう

(6) 産業・しごと

「豊かな自然を活かした 新たな事業で潤うまちづくり」

「若者が留まり 元気でイキイキと働き生活できるまちづくり」

現状と課題	課題解決の取り組み・アイデア
①農業 ・後継者不足 ・耕作放棄地、田圃用水の占有。	・法人化で新たな雇用創出 ・ <u>6次産業化</u> で雇用と所得の向上を目指す
②地域ば・商店街（振興会） ・シャッターの閉まった店が増えた ・自治会行事と振興会行事が重なると自治会に参加できない。 ・店の後継者がいない。	・地域観光ルート開発による地域活性化・隣接地域への波及効果 ・空き店舗活用ならびに、活用課題の克服 ・都市や他地域との交流を通して広く意見を聞く ・様々なプランをビジネスに結び付けられる人材の発掘・育成を進める ・生活弱者への買い物支援
② 雇用 ・地域に仕事がないので若者が出て行ってしまふ。	・ILC 関連の職場を誘致し、若者の定住を図る ・地域資源を活用したグラウンドゴルフ場を整備し、新たな雇用と高齢者社会参加等を促進する

※ 6次産業化とは⇒ 

(7) 生活環境・安心安全

「人と自然にやさしい循環型のまちづくり」

現状と課題	課題解決の取り組み・アイデア
<p>①生活環境</p> <ul style="list-style-type: none">・千厩川の清流化が必要。・歩道の整備が必要な場所がある。・犬や猫の糞で道路が汚れている。・館山公園の遊具撤去やトイレの落書き等があり、整備が必要。・水道の整備が必要な場所がある。・生活雑排水が流入している場所がある。・野山の手入れが行き届かず、鳥獣被害が増えている。・生ゴミの回収堆肥化や資源回収の継続が単独自治会では難しくなっている。・幹線市道（小梨との境界付近）へのゴミの不法投棄がある。・原発による放射能汚染の除染が進まず、側溝清掃の停滞及び地区側側溝の垂れ流しになっている場所がある。	<ul style="list-style-type: none">・西小田配水池への桜植栽による地域住民の癒しの場創出・サケが遡上できるように魚道を整備する。・千厩川沿いの歩道を花壇にする。（区間を分けて個人に貸す等）・歩道をウォーキングコースやランニングコースにする。・館山公園を整備（街路灯、草刈、遊び場等）して、定期的な手入れをする。・生ごみの堆肥化を地区全体の事業として取り組み、利益を地域へ還元する。・処分が難しいごみや不用品等の回収事業（リサイクルセンター等）を行う。

第4章 資料編

千厩地区まちづくり協議会規約

【名称】

第1条 この会は、千厩地区まちづくり協議会（以下『協議会』という）と称します。

【目的】

第2条 本協議会は、地域の豊かな緑や地域性を活かし、安全で快適な生活環境を創り出すため、この地域に関わる人達自ら調査、研究を行い、行政と協力しあい“住んでみたいと思えるまちづくり”を推進することを目的として設置します。

【地域】

第3条 本協議会は、千厩地区の範囲をまちづくりの対象とします。

【事業】

第4条 本協議会は、目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) 各自治会、その他各種団体等のまちづくり活動との連絡調整に関すること。
- (2) 地域のまちづくり意識を高めるための広報・イベント活動等に関すること。
- (3) その他、目的を達成するために必要な事業に関すること。

【会員及び委員】

第5条 本協議会は、次に定める諸団体と、この会の目的に賛同する地域住民等を会員として、その中から委員を選出します。

- (1) 各種諸団体は別紙名簿のとおりとする
 - (2) 参加希望の地域住民等
- 2 諸団体より選任する委員の数は別に定めます。

【会費】

第6条 本協議会は、年会費を別に定めます。

- 2 役員会で認めた団体については、会費を免除できるものとします。
- 3 納付された会費については、返還できないものとします。

【役員】

第7条 本協議会は、次の役員をおきます。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 会 計 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 理 事 15名
- (6) 監 事 2名

- 2 役員は、委員の互選とします。
- 3 会長は、本協議会を代表し会務を総理します。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは職務を代理します。
- 5 会計は、会計を掌握します。

- 6 事務局長は、会務を掌握し事務局を統括します。
- 7 理事は、会務を掌握します。
- 8 監事は、会計及び会務を監査します。

【任期】

第8条 役員の任期は2年とします。ただし、再任は妨げません。

- 2 役員の中途退任における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とします。

【機関】

第9条 本協議会は、総会・役員会及び部会の機関をおきます。

- 2 機関の構成については別に定めます。

【総会】

第10条 総会は、本協議会の最高決議機関で年1回開催します。ただし、必要あるときは臨時に開催することができます。

- 2 総会は委員が構成員となります。但し、希望する会員は出席することができます。
- 3 総会は会長が招集し、委任状を含めた委員の過半数の出席で成立します。可否同数のときは議長の決するところによります。
- 4 総会の議長は委員の中から選出し、次の事項を審議します。
 - (1) 規約の改正。
 - (2) 事業計画並びに収支予算の承認。
 - (3) 事業報告並びに収支決算の認定。
 - (4) 役員の承認。
 - (5) その他、役員会において必要と認めた事項。

【役員会】

第11条 役員会は、総会に次ぐ議決機関で、会長が招集し随時開催します。

- 2 役員会は、会長が議長となり次の事項を審議します。
 - (1) 総会に付議すべき事項。
 - (2) 部会との連絡調整及び設置・改廃に関する事項。
 - (3) その他、会長が必要と認めた事項。

【部会】

第12条 部会は、目的達成のための実務機関とし、第4条の事業を遂行するために活動します。

- 2 部会は、部会長が随時招集して議長となります。
- 3 部会長及び副部会長は役員から選出し、部会員は会員の中より選出して会長が指名します。

【経費】

第13条 本協議会の経費は、会費、事業収益、その他の収入をもって当てます。

【会計年度】

第14条 本協議会は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって会計年度とします。

【事務局】

第15条 本協議会の事務局は、千厩市民センターにおきます。

- 2 事務局は、会議の設営、会員への連絡、その他協議会の庶務を取り扱います。
- 3 事務局員は、役員会において会員の中から選出し、会長が指名した若干名によって構成します。

【相談役】

第16条 本協議会は、相談役を置くことができます。

- 2 相談役は、学識経験者又は本会に功労ある者を、総会の承認を経て会長が委嘱します。
- 3 相談役は、会議等に出席することができます。

【その他】

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、役員会で定めます。

付則

この規約は、平成17年8月9日から施行します

この規約は、平成25年5月16日から施行します

この規約は、平成27年5月29日から施行します